平成２２年（フ）第８８９号
名古屋市北区杉村１丁目20番３号　コンフォート杉村Ⅰ棟202号
債務者　萩野　名美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６号
愛知県一宮市大和町戸塚字連田20番地20
債務者　森　　一勝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５７号
愛知県一宮市大和町戸塚字連田20番地20
債務者　森　いつ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２６７号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ５―204号
債務者　中川　和幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３０号
大阪府箕面市半町１丁目４番20号
債務者　東里　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６９号
大阪市北区浮田１丁目３番16―504号
債務者　中道　吉幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５１号
大阪市中央区高津３丁目３番10―802号
債務者　中川　忠士
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７６号
大阪府茨木市総持寺台８―406、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼西５丁目４番28―203号
債務者　杉岡　　茜
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７７号
大阪府枚方市三栗２丁目10番７―303号
債務者　古田　万紀
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２１号
大阪市浪速区下寺３丁目３番４―801号
債務者　古川　明美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６３号
大阪府大東市末広町４番308号
債務者　津田　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０９号
大阪府大東市灰塚４丁目５番28号
債務者　住田　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１３号
大阪府枚方市走谷２丁目１番13号
債務者　藤井　尚武
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５１号
大阪府八尾市松山町２丁目９番13号
債務者　桝井　千明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０４号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　14棟801号
債務者　藤澤　　静
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５２号
大阪府豊中市島江町２丁目21番７号
債務者　髙橋　栄二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号　自立支援センターよどがわ、住民票上の住所新潟県上越市大字岩木63番地８　コーポイワキⅡ―Ｃ号
債務者　三木　聖二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７１号
大阪府摂津市千里丘東５丁目16番８号
債務者　奥村　孫作
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部